

フィッシングブロンプ

フィッシングとは、実在のサービスや企業をかりたり、偽のメールやSMS（携帯電話のショートメッセージ）で偽サイトに誘導し、IDやパスワードなどの情報を盗んだり、マルウェアに感染させたりする手口です。

情報を盗まれると、アカウントを乗っ取られてお金を奪われたり、インターネット通信販売サイトで勝手に買物をされたりします。また、マルウェアに感染してしまうと、スマートフォンに登録された電話帳の情報が盗まれたり、自分のスマートフォンのフィッシングSMSの発信源になってしまうこともあります。

フィッシング事例

- ・銀行などからの取引の停止
「本人かどうか確認が取れない取引がありましたので停止しました。ご確認ください。」（http://www.com）
- ・不正アクセスのお知らせ
「第三者からの不正なアクセスを検知しました。確認してください。」（http://www.com）
- ・不在持ち帰りの連絡
「お荷物のお届けがありました。不在のため持ち帰りました。」（http://www.com）
- ・被害に遭ったら
・サービス提供会社に相談する（金融機関やクレジット会社など）

- ・速やかにパスワードなどを変更する
- ・警察に通報、相談する
- ・被害を防止するために
・電子メールやSMSに記載されたリンクをクリックしない
- ・パソコンやスマートフォンを安全な状態に保つ
- ・携帯電話会社などの迷惑メッセージブロック機能などを活用する
- ・ID・パスワードの使いまわしをしない
- ・ワンタイムパスワードなどを活用する

問興部警察署

☎ 0158 - 82 - 2110

ヒグマに注意

- 春はヒグマによる人身被害が多くなる季節です。山菜採りや釣りなどで野山に入った際の事故を防ぐため、次のことに注意してください。
- ・単独行動を避け複数人で行動
 - ・鈴の携行や笛を吹くなど、人の存在をヒグマに知らせる
 - ・食べ物やごみは必ず持ち帰る
 - ・足跡やフンを見つけたら、すぐに引き返す
 - ・動物の死骸を見つけたら、近寄らず、速やかにその場から離れる
 - ・ヒグマと遭遇した場合
・こちらに気付いていないようであれば、その場を静かに立ち去る
 - ・距離が近い場合は、視線をそらす

- ず、動きを見ながら、ゆっくりと後退する
- ・子グマに遭遇した場合、親グマが近くにいたケースがあるので、驚かさないうえ、速やかにその場から離れる
 - ・万が一向かってきたら、服や持ち物をその場に置いて、ヒグマの気を引くことも効果的
 - ・クマ撃退スプレーも効果的



問産業振興課林務係

税金

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

令和7年度分の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧とは、固定資産税の納税者の方が、本人の所有する土地や家屋の価格と、雄武町内のほかの土地や家屋の価格とを比較できる制度です。

縦覧期間 6月2日(月)まで(9時～17時まで) (土・日曜日および祝日を除く)

縦覧場所 財務政策課窓口
縦覧のできる人

- ・雄武町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者本人または代理人(委任状または同意書が必要)
- 問財務政策課課税係

その他

水道メーター検針業者変更について

町では、(有)旭工業に水道メーターの検針業務を委託し実施していましたが、4月1日から業者を変更しましたのでお知らせします。

新年度からも、新たな委託業者の検針員が、毎月1日から5日頃にかけて、各ご家庭に設置されている水道メーターの確認のために訪問しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、検針員は腕章を着用し、業務に従事します。



問建設水道課水道係、水道業務係

気象台の電話番号の変更について

3月25日に網走地方気象台の気象情報自動応答装置の電話番号が変更されました。

また、最新の気象情報や観測資料照会の電話番号は廃止しますが、お天気に関するお問い合わせは引き続き(新)気象情報自動応答装置や気象庁ホームページなどで確認いただけますので、ご理解いただきますようお願い致します。

廃止する電話番号と新たに追加する電話番号は次の通りです。

【廃止】

- ・(旧)気象情報自動応答装置
☎ 0152・43・1090
- ・最新の気象情報・観測資料
☎ 0152・43・4348

【新規追加】

- ・(新)気象情報自動応答装置(自動音声による24時間対応)
☎ 011・676・5025

問網走地方気象台

☎ 0152・44・6891

大規模な土地取引の届け出について

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、大規模な面積の土地取引に係る契約を締結した場合には、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。

雄武町では、取引面積が都市計画区域で5千㎡以上、そのほかの区域で1万㎡以上の場合に届け出が必要となります。

届出者

土地の権利取得者

※売買であれば買主

届出期限

契約締結日を含め2週間以内

届出事項

- ・契約当事者の氏名・住所など
- ・契約締結年月日
- ・土地の所在、面積
- ・権利の種類、内容
- ・取得した土地の利用目的
- ・土地対価の額
- ・提出書類
・届出書
・土地取引に係る契約書の写し、またはこれに代わる書類
・土地および付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
・土地の形状を明らかにした5百分の1から2千分の1程度の図面
・その他(委任状など)

罰則

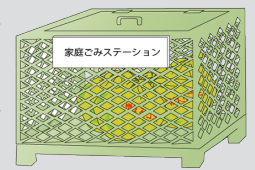
届け出をしないと法律で罰せられることがあります。(6か月以内の懲役または100万円以下の罰金)



《シリーズ》
ごみの出し方Q&A

環境衛生係が「ごみの分け方・出し方」について、よくある質問について答えます。

質問1 引っ越ししてきたばかりで、ごみの出し方が分かりません。



回答 ごみの出し方は各自自治体で異なります。雄武町では「ごみの分け方出し方ガイド」にごみの出し方を掲載しております。決められた分別方法・指定袋の種類・曜日を守って収集日の午前8時までにごみステーションに出してください。

「ごみの分け方出し方ガイド」は役場住民生活課環境衛生係窓口で配布しています。また、町ホームページにも掲載しております。

雄武町公式LINEでも、ごみの分別方法を確認できますのでぜひご利用ください。



「ごみの分け方出し方ガイドについて」



「雄武町公式LINE」

質問2 ゴールデンウィークなどの祝日は収集していますか。

回答 ごみの収集は、大型連休などを含め、祝日であっても、通常通りの曜日に収集を行っています。また、ごみ処理施設への直接搬入についても、土日、年末年始を除いた日は搬入することができます。なお、年末年始の収集日程については12月広報、ホームページ等でお知らせします。

【旧焼却処理場】9時～16時(土日・年末年始を除く)

受入品目 生ごみ、びん、ペットボトル、プラスチックごみ、空き缶、紙類、廃木材、鉄くず

【最終処理場】9時～15時30分(土・日・年末年始を除く)

受入品目 燃やせるごみ、燃やせないごみ



問住民生活課環境衛生係